

業務委託仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて仕様を追記することとする。

1 委託業務名

第76回中小企業団体全国大会福井大会運営及び会場設営業務

【中小企業団体全国大会福井大会について】

全国の業界組合の代表者など中小企業団体の代表者が一堂に会し、中小企業・小規模事業者が抱える経営課題について、意見を取りまとめ、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指す大会である。また、業界の発展や地域の活性化等に貢献した組合及び役員等を表彰する。本大会に併せて、ふくい特産品物産展、ふくい魅力発信アトラクション、歓迎レセプションを開催し、福井の魅力を参加者にPRする。

2 業務目的

▶中小企業団体全国大会の運営・会場設営

全国中小企業団体中央会及び本会が主催する第76回中小企業団体全国大会福井大会の運営及び会場設営を遂行し成功に導くこと。

▶福井県の産業・観光・文化などのPR

全国から来県する約2,000名の中小企業組合関係者に対し、福井県の主要産業、伝統工芸、観光地、食などを広くPRすること。

3 大会概要

大会名：第76回中小企業団体全国大会福井大会

主催：全国中小企業団体中央会・福井県中小企業団体中央会

日程：令和6年10月24日(木) ※下記スケジュール参照

会場：フェニックス・プラザ エルピス大ホール(福井市田原1丁目13番6号)ほか

参加者：全国の中小企業団体の代表者 2,000名程度

来賓：国関係各省大臣等の幹部、福井県知事、福井市長等

・当日スケジュール(案)

想定時刻	内容	会場
11:00~17:00	ふくい特産品物産展	フェニックス・プラザ 小ホール
13:40~14:00	ふくい魅力発信アトラクション	フェニックス・プラザ エルピス大ホール

14:00～16:30	本大会	フェニックス・プラザ エルピス大ホール
17:30～19:00	歓迎レセプション	コートヤード・バイ・マリオット福井

4 業務内容

① 共通事項

- ・各会場のレイアウト作成
- ・大会会場の照明・音響・映像設備対応
- ・会場内外の各種看板・案内・誘導サインの製作及び設置
- ・資材(パネル、椅子、机等)の調達と搬入・搬出
 - ※会場の予約は主催者側が手配済み
- ・運営計画、実施要綱の作成、人工表等運営スケジュールの調整・作成
- ・大会進行及び運営マニュアルの作成
- ・統括責任者及び各会場責任者の配置
- ・各会場の運営・誘導スタッフの配置
- ・制服誘導警備の手配(施設内外)
- ・スタッフ証の作成
- ・連絡体系計画及び連絡網の作成、トランシーバー(約40台)等連絡機材の準備
- ・安全対策として事故等発生時の体制の整備
- ・救護所の設置及び傷病者への対応に対する連絡体制・搬送体制
- ・喫煙所の設置
- ・田原町駅での誘導員の手配
- ・来場用バス(約40台)及び来賓・一般車両の駐車場計画及び
 - 誘導計画の作成、誘導員の手配
 - ※バス駐車場は産業会館駐車場を想定
- ・ゴミ等の処分
- ・その他、本大会運営上必要となるもの(主催者と協議)
 - ※その他、運営全般に関することは主催者と協議すること

② ふくい特産品物産展

ア 目的

福井県の特産品(お菓子等)の販売コーナーを設け、ふくいの食のPRの後押しをする。また、買物券を発行し参加者の積極的な利用を促す。

イ 時間 11:00～17:00

ウ 場所 フェニックス・プラザ 小ホール

エ 業務内容

- ・前日【令和6年10月23日(水)】からの会場設営

- ・終了後の撤去、原状復帰
- ・福井の食に関する出展事業者の手配(10店舗程度)
- ※出展事業者は(一社)福井県物産協会の加盟店等より選定
- ・配送事業者の手配(大会参加者の宅配対応)
- ・買物券の集計業務(買物券の発行については主催者が手配する)
- ・ふくい特産品物産展の様子を写真で記録し、メディアで納品すること
- ※出展業者、およびふくい特産品物産展に関することは主催者と協議すること

③ ふくい魅力発信アトラクション

ア 目的

福井県立福井商業高等学校チアリーダー部 JETS(約50名)によるパフォーマンスを披露し、参加者に歓迎の意を表するとともに、本県の文化や魅力を発信する機会とする。

※JETS に関する事項は学校に問い合わせないでください。福井県中小企業団体中央会までお問い合わせください。

イ 時間 13:40~14:00

ウ 場所 フェニックス・プラザ エルピス大ホール

エ 業務内容

- ・司会者の手配
- ・ふくい魅力発信アトラクションの進行
- ・進行表、シナリオ作成、会場レイアウト作成
- ・進行管理者、舞台管理者及び進行スタッフの配置
- ・音響・照明・映像機材及びオペレーターの手配
- ・ふくい魅力発信アトラクションの様子を写真、動画で記録し、メディアで納品すること
- ※その他、ふくい魅力発信アトラクション全般に関することは主催者と協議すること

④ 本大会

ア 目的

国各省庁大臣等を来賓として迎え、全国の中小企業団体の代表者が国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指す。また、全国中央会が選定した優良組合、組合功労者等を表彰する。

イ 時間 14:00~16:30

ウ 場所 フェニックス・プラザ エルピス大ホール

エ 参加者 約2,000名

オ 本大会プログラム(案)

1. 開 会
2. 国歌斉唱、団体歌斉唱

3. 開会挨拶
4. 開催地挨拶
5. 歓迎挨拶 (1) 福井県知事挨拶 (2) 福井市長挨拶
6. 来賓紹介
7. 来賓祝辞
8. 議 事
 - (1) 議長・副議長選任
 - (2) 決議経過報告
 - (3) 議案上程
 - (4) 意見発表
 - (5) 議案採決
9. 大会宣言
10. 表 彰 式
11. 次期開催地発表・大会旗継承・次期開催地会長挨拶
12. 万歳三唱
13. 閉 会

カ 業務内容

- ・前前日【令和6年10月22日(火)】からの会場設営
 - ・前日、当日リハーサルの対応
 - ・当日の会場設営および撤去、原状復帰
 - ・ふくい魅力発信アトラクション終了後の壇上設営(所要時間5分程度)
 - ・司会者の手配
 - ・表彰介添え者の手配
 - ・挨拶者のテロップ、表彰者名等のスライド作成
 - ・本大会の進行
 - ・進行表、シナリオ作成、会場レイアウト作成
 - ・進行管理者及び進行スタッフの配置
 - ・音響・照明・映像機材及びオペレーターの手配
 - ・正面スクリーンでの同時上映
 - ・本大会の様子を写真、動画で記録し、メディアで納品すること
- ※その他、本大会全般に関することは主催者と協議すること

⑤ 歓迎レセプション

ア 目的

本大会終了後、大会来賓および全国の中央会関係者等を招き、歓迎レセプションを開催する。本県の食材活用により全国に誇るふくいの食文化をアピールする。

イ 時間 17:30~19:00

ウ 場所 コートヤード・バイ・マリオット福井

エ 参加者 国各省庁大臣等の幹部、福井県知事、
福井市長等の来賓及び全国の中央会代表者等 120名

オ 業務内容

- ・120名分のシャトルバスの手配
 - ・司会者の手配
 - ・参加者ネームプレートの作成
 - ・歓迎レセプションの進行
 - ・進行表、シナリオ作成、会場レイアウト作成
 - ・進行管理者及び進行スタッフの配置
 - ・音響・照明・映像機材及びオペレーターの手配
 - ・福井の魅力を伝え、参加者を楽しませる企画の手配
 - ・歓迎レセプションの様子を写真、動画で記録し、メディアで納品すること
- ※その他、歓迎レセプション全般に関することは主催者と協議すること

5 完了報告

・ふくい特産品物産展、ふくい魅力発信アトラクション、本大会、歓迎レセプションの記録映像、及び記録写真等を整理した書類2部、およびこれらの電子ファイル(PDFおよびJPEG)を格納したメディアを提出すること。

・上記成果物(写真・デザイン含む)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物にかかる著作権は引渡し時に、福井県中小企業団体中央会に無償で譲渡するものとする。

・納品場所(郵送可)

〒910-0005 福井県福井市大手3丁目12番20号 富田第一生命ビル3階
福井県中小企業団体中央会 担当:青木 電話:0776-23-3042

6 業務の適正な実施に関する事項

(1)個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2)守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 履行の保証

受託者は、委託業務を行うにあたり、急なトラブル(司会の体調不良等)への対応を考慮しておき、確実な履行に努めること。

(4) 所轄裁判所

委託業務に関する一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、福井地方裁判所又は福井簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすること。

7 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

8 その他

業務上疑義が発生した場合は、委託者及び受託者の協議で業務を進めるものとする。